

第 32 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 5 年 2 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
(所有権移転) について

議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について

議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について

議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について

議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地賃貸借料情報について
②貸付け売渡し希望農地の村ウェブサイトへの掲載について
③農地あっせん事業について
④ファーマーズの集いについて
⑤その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員 (11 人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

北爪秀夫	後藤幸子
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第32回農業委員会の総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、北爪秀夫委員と後藤幸子委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告 4件 33筆</p>
議長	<p>報告事項①、番号4-43から番号4-46まで、相続の届出ということになっておりますが、質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等ないようでしたら、報告事項①につきまして、番号4-43から番号4-46までを受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項②農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 7件 15筆</p>
議長	<p>報告事項②、合意解約になりますが、ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようでしたら、報告事項②、番号4-40から番号4-46まで、7件15筆の全てを受理と致します。</p> <p>では、報告事項③に移ります。公共事業に伴う農地の一時使用期間の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>③公共工事に伴う農地の一時使用期間の変更について報告</p>
議長	<p>これは田畑駅の少し南側になる崖の箇所であります。1月31日までの届出が、3月31日まで工事が延長されるとのことです。私の方で確認した限りでは差支えないかと思いますが、皆さんの方からご質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。ないようでしたら、本件を受理と致します。</p>

	<p>続いて、報告事項④農地所有適格法人（ ）の設立について、事務局より説明願います。</p>
事務局 議長	<p>④農地所有適格法人（ ）の設立について報告 農地所有適格法人を立ち上げるという届出になります。皆さんからの質問・ご意見、ございますか。</p>
有賀晴彦委員 事務局	<p>営農型太陽光発電とされていますが、作物は何を作るのでしょうか。 ポットでのブルーベリー栽培を、太陽光パネルの下で行うことを計画していると話していました。</p>
議長	<p>南箕輪で同じような事例でやっている方がいらっしゃいますが、いずれにしてもブルーベリーを栽培するという計画のようですね。</p>
唐澤喜廣委員	<p>会社の所在地が のようですが、登記した法務局が なのは何故でしょうか。どこでも可能だとは思いますが、少々異質なような気がします。</p>
事務局	<p>手続きを任せている行政書士が なので、恐らくは に届出されたのではないかと思います。</p>
議長	<p>営農型太陽光の関係は、計画はされているようですが、今回は法人の設立を届け出たということの報告であります。他に、ご質問等ございますか。</p>
唐木義秋委員 事務局	<p>農業法人の設立と営農型太陽光の計画は分かるのですが、バイオマスによる発電及び売電事業がどのように繋がるのかを教えてください。 届出書を見ますと、バイオマス発電に関しては「農業に該当しない事業の内容」欄に記載されていますので、農業とは別の収益とする事業として取り組むということだと思われます。</p>
有賀義秋委員 事務局	<p>農地所有適格法人を設立する場合に、こういった事業も手掛けることを記載することで担保になるというようなことかとも思ったのですが。 農地所有適格法人の設立には、農業に関する売り上げが農業以外の売り上げの2分の1以上なければいけないという要件を満たす必要があります。ただ、農業に該当しない事業の内容としてバイオマス発電を記載していますが、その売上高の金額は入っていないので、実際にその事業を行うのかどうか不明なところではあります。</p>
唐澤茂委員	<p>法人の設立が昨年の10月ですので、今後、そのバイオマス発電事業を計画しているということではないでしょうか。まだ具体的な計画が立っていないのかと思います。農業以外の売り上げの2分の1以上なければいけないという要件を満たすのかどうか疑問ではありますが、それよりも、この はこれまでもブルーベリーを栽培されていた方なのでしょうか。</p>
渡邊健寛委員	<p>先日、畑の方で、この の関係者として、資料の中には栽培責任者と明記のある、 という方とお話する機会がありました。その際に、太陽光発電の会社を設立する話をされていましたが、いただいた名刺が「 」という会社になっていて、今回の</p>

事務局

ではありませんでした。同じ方が2社に所属して同じ場所で行動するのは問題ないとは思いますが、そのような計画案なのでしょうか。はい。「[]」という会社も同じ時期に設立されていて、ご指摘の[]が調査や農地取得などをされているようです。事務局でも一番初めにお話を伺った際には、[]の名刺をいただいています。この[]だそうで、そちらで苺を栽培されていた経験があるようです。今回、[]どのようなご縁があったのかは分かりませんが、営農型太陽光をやるにあたり、新しく農業に特化した、この[]という会社も立ち上げるという話になったようです。ただ、まだ他の市町村でも農地取得や農地を借りたという実績はありませんが、[]

議長

[]。尚、先ほどのバイオマス発電事業に関してですが、最近、農地所有適格法人の要件が変わってしまっていて、それによりますと、「農畜産物もしくは林産物を変換して得られる電気、または農畜産物もしくは林産物を熱源とする熱の供給」というのは農業のひとつとしてカウントできるというようになっています。バイオマス発電もこちらに該当するかと思しますので、農業以外の事業ではなく、農業に入るものではないかと思えます。また、この設立届ですが、農業委員会へ義務として提出して貰っているものではなく、農地法第3条の申請が出てきた時に、農地所有適格法人でなければ所有権移転ができないので、審議の際の可否判断となる事前資料・情報として任意に提出いただいている書類になります。

征矢昌博委員

今、事務局から説明のあった通り、今回は、この[]から農地所有適格法人の届出が出され、これから事業が進められていくという報告であります。他にご意見等ありますでしょうか。

事務局

一点、気になっていることがあります。資料の中の今後6年間の資金計画にブルーベリーの販売額がありますが、それによると売上高に占める販売額の割合が僅かのように見受けられます。そうすると、今後、営農型と言いつつも、ほぼ、売電事業が主になってきてしまうのではないかという危惧があります。皆さんと考えを共有できたらと思っています。

議長

事務局でも、ブルーベリーの販売額との差、売上高が大き過ぎるのではないかという話はさせていただきました。売電金額がこれだけの額になるには、相当の面積の営農型太陽光を計画しなければならないと思います。その点をお尋ねしたところ、[]では、一般的な50kw未満の設備ではなく、もっと大きな1町歩、2町歩という面積での大きな発電規模による設備を考えているようです。この面積についても、南箕輪村内で確保するのは難しいのではないかと考えてはいますが、[]ではそのように計画しているようです。

確かに、営農型でこれだけの売上高を得るには、かなり広い農地が必要と

	<p>なることとは思いますが。今後、具体的な農地法に関わる申請がされた時点で審議しなければいけないことと思いますが、ただ、今回はあくまでも届出が出ていることの報告であり、ご理解をいただくようお願いできればと思います。</p> <p>報告事項は以上となります。</p>
議 長	<p>2 議事</p> <p>議事に移ります。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）についてを議題と致します。</p> <p>朗読 上程</p> <p>2件 7筆</p>
議 長	<p>はい。では、議案第1号 番号4-14の案件につきまして、丸山芳雄委員からの説明をお願いします。</p>
丸山芳雄委員	<p>場所は、中込団地の西側、中込線から少し西に上がったところですが、譲渡人の[]ですが、自作ができないということで、長い間、耕作を別の方をお願いしていた農地です。売渡希望も出されていて、今回、購入される方が見つかったことと、現在の耕作者も合意解約に応じてくださるということで申請に至りました。譲受人の[]は、[]、南箕輪村や箕輪町でも耕作されており、一昨年には久保地区でやはり水田を購入し、耕作されています。農作業には、本人と他2人を雇用して営農しており、規模を拡大したいというお話です。</p>
議 長	<p>はい。では、本案件について、質問・ご意見ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ありませんか。ないようでしたら、この番号4-14の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>・(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号 番号4-14を可と致します。</p> <p>続いて、番号4-15に移ります。こちらは唐澤喜廣委員からの説明をお願いします。</p>
唐澤喜廣委員	<p>譲渡人の[]が所有する土地を、譲受人の[]が取得するということです。一点、補足しますと、申請地の[]と[]の2筆についてですが現況は1筆になっております。</p>
議 長	<p>はい。番号4-15について、質問・ご意見、ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>[]大きく農業をやられていて規模拡大という形ですが、質問等なければ、番号4-15についてを可としますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、議案第1号 番号4-15については可と致します。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第2号に移ります。議案第2号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>朗読 上程 3件 3筆</p>
<p>議長 唐澤茂委員</p>	<p>それでは、1番の案件から。唐澤茂委員、説明をお願い致します。</p> <p>こちらの土地は、昨年4月の農業委員会でご審議いただいた案件で、会社に隣接する農地が駐車場用地として適当だとして転用が許可された土地の、また東側に隣接する農地です。前回の申請農地が狭く、もう少し広く土地の取得ができるよう模索されてきたところ、この度この土地の所有者との間で売買が整ったということで、今回の申請に至りました。関係する西部土地改良区の同意をとりつけ、雨水は浸透弁による地下浸透、日照などについては駐車場ということで、隣接農地、作物への影響は考えにくいと考えています。</p>
<p>議長 唐澤喜廣委員 事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>この1番の案件について、質問・ご意見ありますか。この土地は一種農地という判断になっております。</p> <p>譲受人の職業ですが、[] でしょうか。</p> <p>[] ではなく、[] です。訂正をお願いします。</p> <p>はい。他にご意見、ありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にないようでしたら、本案件を可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号 1番の案件を可と致します。</p> <p>続いて、2番の案件ですが、こちらは酒井文代委員からの説明をお願いします。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>こちらは、昨年の農地相談会の折に、処分したい旨の相談があった農地になります。この申請地の南東にある4区画を、半年から1年前に不動産会社が分譲した経緯がありますので、今回も同じ会社で分譲することになりました。3区画の予定ですが、購入者によっては2区画での分譲にする予定とのことです。</p>
<p>議長 委員一同 議長 委員一同 議長</p>	<p>本案件について、皆さんからのご意見・ご質問はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ありませんか。この周辺は次第に住宅が増えてきている場所ですね。3種農地ですが、この案件を可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第2号 番号2の案件を可と致します。</p> <p>次に3番の案件について、有賀晴彦委員から説明をお願いします。</p>
<p>有賀晴彦委員</p>	<p>場所は、信州大学農学部東側の、トヨタの自動車プールの南側になりますが、村道15号の拡幅工事に伴うものだという事です。その工事に、[]の土地が掛かり、駐車場が小さくなってしまおうと</p>

<p>議 長</p>	<p>いうことから、代替地として反対側のこの土地を購入したい意向です。周辺農地への影響もないかと思しますので、宜しくお願い致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今、説明にあった通りですが、小さな土地ですね。ここに横断歩道が欲しいという話を聞きましたが、</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>補足させていただきますと、村の事業となります。ここに南部小学校の横断歩道があったのですが、見通しが悪く危険であるということで、横断歩道の交差点改良を含めています。■■■■の東側部分の一部を歩道とする計画で、その箇所の代替地となるのが、今回の申請地となります。道路横断と歩行者への安全対策として、より安全性の高い横断歩道を造るような工事となっています。</p> <p>はい。村の方も関わっている事業の中での申請です。ご意見等ございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら、本案件、可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号 番号3の案件を可と致します。</p> <p>続きまして、議案第3号に移ります。議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>23件 37筆</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>はい。では全体を通してご意見・ご質問ございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>■■■■が利用権設定を受ける案件がありましたが、これは南箕輪村内では初めてですかね。私もどこかで耕作ができればいいかなと思っていましたが、伊那市の方では既に実績もあるようですので、今回、2か所ほど、■■■■が耕作していただけるようです。特にご意見等なければ、全案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第3号 番号4-208 から番号4-230、23件の全てを可と致します。</p> <p>続いて、議案第4号を議題と致します。議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>4件 12筆</p> <p>今回は、4件中2件が松澤良行委員に関するものになりますので、松澤委員の案件についての審議を先をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。説明の通りですが、番号4-231、番号4-232の案件については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、松澤委</p>

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>員は審議に参加できません。先にこの2案件について審議します。番号4-231、番号4-232について、質問・ご意見ありますか。 (特になし) ありませんか。なければこの2件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、番号4-231、番号4-232について、可と致します。 では、松澤良行委員にはお戻りいただき、番号4-233、番号4-234について審議致します。質問・ご意見、ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) ないようでしたら、番号4-233、番号4-234についてを可としますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) では、先に可とした2案件を含め、議案第4号 番号4-231 から番号4-234まで、4案件を全て可と致します。 続きまして、議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>朗読 上程 1件 1筆 事務局から説明のあった通りですが、皆さんからの質問・ご意見ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長 事務局</p>	<p>(特になし) ご意見等はないようですので、本案件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、議案第5号 番号4-235についてを可と致します。 一点、議案第5号に関係するもので、取り下げとなった案件がありますので、説明させていただきます。昨年12月の農業委員会にて承認いただいたものになります。[]となっていた [] から、 [] への農地のあっせんです。先月、1月19日にこの案件のあっせん会を開きましたが、その後、1月7日に [] という事実が判明しました。その1月7日時点で [] してしまっているため、あっせん会自体は中止となりました。今後どのようにしていくかについては、 [] ということになっています。この土地を買受予定だった [] へは、県の農業開発公社からその旨を連絡済みです。本案件についてはこのような事情になっていますので、委員の皆さんもご承知おきいただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明のあった通り、今後については [] になりますので承知しておいていただくようお願い致します。 議事は以上となります。</p>

事務局	<p>3 協議事項</p> <p>①農地賃貸借料情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年、2月に提供している南箕輪村での農地賃貸借料情報について、令和4年における平均額・最高額・最低額をまとめた資料を提示し、詳細を説明。 ・資料については、村のホームページへの掲載、窓口での提示などで村民に提供する旨を案内。
議長	<p>毎年出されている農地の賃貸借料の情報ですが、若干、昨年よりも額が下がっているようです。計算上による差かもしれませんが、承知置きいただきたいと思います。</p>
	<p>(14:45 休憩 14:55 再開)</p>
事務局	<p>②貸付け売渡し希望農地の村ウェブサイトへの掲載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局作成のホームページ用掲載案を提示し、内容や操作方法、情報の見方等を説明。 ・意見、改善点等の提案などの協議を依頼。
議長	<p>現在、委員さん方が持っているリストをそのままウェブサイトへ掲載していくということのようです。現時点で、ご意見等ありましたら、どうぞ。</p>
唐澤茂委員	<p>利便性を高くするために、一覧表から、グーグルマップへ直接アクセスできるように作成できないでしょうか。</p>
事務局	<p>グーグルマップをベースにした情報ではないことと、グーグルマップの使用には制限や権利が必要になるようですので、現時点では難しいかもしれません。</p>
酒井文代委員	<p>土地を欲しい人に次々に押さえられてしまうというのも少し不安がありますので、農地を購入する場合は、ゆっくり検索できる状態の方が良いと思います。多少不便でも、土地を欲しい方は、一度戻ってグーグルマップで検索することを厭わないかと思います。もう一点ですが、担当地区の農業委員へ了承を得てからの掲載が望ましいのではないのでしょうか。農業委員が知らない間に購入希望などで土地が掲載されてしまうのも困るので、その点は是非、農地集積のためにも、農業委員を便利に使っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今回お示した農地については、前回の利用調整会議で既に挙がっている農地になりますが、利用調整会議の際にも貸借中の農地の掲載という問題点がありましたので、事務局としては、今後はまず地元の委員さんに対し、売りたい貸したいの申し出があった旨をお伝えし、委員さんに当たっていただいてから、お相手が見つからない場合に、今まで通りに総会の席での情報提供とホームページへの掲載をするような形を考えています。</p>

議 長	地元の農業委員さんの了解を得た上で掲載へ進むという形ですね。どうでしょうか。
唐澤喜廣委員	その形で良いと思います。それと、先ほど唐澤茂委員からもありましたが、一覧表のリストからすぐに地図へ飛べる方が良いのではないかと考えています。
事務局長	技術的な制約もありますので、一覧表から地図へ、地図から一覧表へのアクセスについてなど、情報の見やすさや利便性を含めた課題は、今後、検討の必要があると考えています。課題をクリアしてからの掲載ですと時間も掛かってしまいますので、事務局としては、まずは掲載を始めさせていただいて、更新などのタイミングで修正できる点を使いやすくしていくイメージで構想しています。掲載に関しては、委員の皆さんからもありましたように、農業委員会に諮ってから行うような流れで行きたいと思っています。
議 長	事務局から今のような説明がありました。他にご意見ありますでしょうか。
菅家美果委員	グーグルマップですと農地の地番が分からないかと思っておりますので、農地ナビと連携できた方が分かりやすいのではないかと考えているのですが。
事務局	事務局では現在、二本立てでの提供を考えています。農業委員会へ申し入れがあった農地についてはホームページへ掲載し、農地基本台帳の意向区分で、売りたい・貸したいの意向を公表可としているものについては、農地ナビへ反映させていく計画でいます。また、農地基本台帳の送付通知へ、農地ナビへの掲載と農業委員会への申し出と二通りの方法があるということをお案内していくことを考えています。尚、グーグルマップについてですが、スマートフォンなどに緯度・経度の情報を入力していただくと、その地点までの走行ナビゲーションとして使用できるというメリットがあります。
後藤幸子委員	ある農地に複数の希望者が出た場合には、一番初めに申し込みされた方が優先になるのでしょうか。
事務局	内容や条件にもよるかと思いますが、事務局の考えとしては、その農地を一番適正に耕作していただける方という方向性で考えています。もし複数の応募があった場合でも、委員さんとの情報交換を密にし、情報が入った段階ですぐに交渉中に変更し、売買の話が整いそうとなれば、削除へ変更するといったような形で、なるべく、声を掛けた土地が実は別の人と交渉中だった、ということのないようにしていきたいと思っています。
唐澤喜廣委員	問題なのは、耕作者のある土地が、貸借期間中にも拘わらず売却希望で出ていることで、その点は注意しなければならないと思います。これは、借主への了解を取らないといけません。掲載にはもう少し慎重にならなければならない。逆に掲載しないようにした方が良いのではないのでしょうか。

事務局	<p>これまでも、申し出があった農地について、所有者の方へは農地利用調整会議の前に、全員に掲載するかどうかを確認しています。問題となったのは、そこに耕作者の意向が反映されていないことで、それが耕作者の不満になっていたのだと思います。ただ、それでも農地を売りたいという所有者はいらっしゃるので、耕作者がいる場合には、基本的に、現在契約中なので耕作者の意向を確認してからになります、との方が良いのか、そもそも掲載せずにいた方が良いのか、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。</p>
議長	<p>その辺り、どうでしょうか。昨年の利用調整会議で出てきた問題ですが、契約期間終了後も継続したい希望もあるでしょうし、契約が終われば返しますという方もいますので、そういった耕作者の希望、その情報を載せるべきかどうか。</p>
伊藤篤委員	<p>それは、必要だと思います。耕作者を守るという観点からすれば、契約中は耕作する権利がある訳ですから、例えば令和何年までは耕作者がいます、継続の可能性もありますという情報は備考欄へ載せてもよいと思います。</p>
唐澤茂委員	<p>やはり、耕作者の意向というのは尊重すべきかと思います。耕作者のいる貸借中の土地を購入したいと言われた経験が2回ほどありますが、1件は、耕作者が高齢だったこともありまして、売買したいという所有者の意思が知れて良かったというものでした。ですが、もう1件は、本心では耕作を続けたいが、所有者が売りたいという意向であれば仕方ないという話でした。掲載するのであれば、所有者の意向だけでは問題があるかと思います。耕作者の考えを確認した上で掲載へ進めた方がよいと考えます。</p>
議長	<p>掲載の形をどうするのが良いかここで決めるのは難しいですが、載せるに当たっては所有者と耕作者それぞれの意思を確認する。農業委員さんがその土地の情報を把握して事務局に伝えていく。いずれにしても、農業委員さんとのコミュニケーションをしっかりとって掲載するしかないと思います。</p>
事務局長	<p>農業の担い手を守らなければならない、農地の管理や所有者の希望を汲み上げなければならない、そういった情報を提供しなければならない、それぞれを進めていかなければならないので、まずは、所有者自身が耕作している土地から掲載し、別に耕作者がいる土地はその耕作者の意向が確認できた段階で掲載していくという順序が必要であると感じました。土地所有者の他、耕作期間や残りの契約年数など、耕作者の情報についても、農業委員の皆さんにコミュニケーションを取っていただき、事務局がそれを吸い上げて掲載していくようなやり方が一番良い方法というように思います。その手順を踏んだ上で、なるべく掲載できる情報を増やしていく形で進めるようにしていきたいと思います。</p>
渡邊健寛委員	<p>リストの中の貸付中の欄に、耕作者がいる農地には○が付いていますが、空欄の農地は分かりにくいので、自作なのか耕作中なのかがはっきり分か</p>

唐澤喜廣委員	る表示があれば良いと思います。
事務局	今、事務局長が話をしたのは、自作の農地だけを掲載するという話ではありませんでしたか。
唐澤喜廣委員	事務局長の案はそうですが、別案として、自作の農地のみを載せるのではなく、全ての農地を掲載したうえで、希望者が出た農地については現在の耕作者と協議するという形ではいかがでしょうか。耕作者の中には、今後も続けて耕作したいという方もいらっしゃるし、もう土地を返したいと考えている方もおられます。まず、耕作者の意見を聞いて欲しかった、その上で、今後の対応を考えたいという意見を伺っていました。
事務局長	貸借の契約というのは尊重しなければなりません。ですので、まずは自作の農地のみを掲載するのが良いのではないかと思います。
議長	その場合、最初は、リストの掲載数は少なくなると思います。耕作者の方とコミュニケーションを取っていただいて、意向が確認でき、掲載しても良いという話がまとまれば、掲載数を増やしていくイメージです。
議長	要は、農業委員さんを通した情報を、事務局と連絡をとりながら掲載へ進めていくしか方法はないかと思います。今後、問題点等は見直しをしていくようにお願いします。
事務局議長	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、まずは自作の農地を掲載し、耕作者のある農地については農業委員を介し、所有者・耕作者双方の合意が採れた段階で掲載へ進めていくという形です承。
事務局議長	<p>③農地あっせん事業について</p> <p>3件 7筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P22～P30) ・補足説明をする。 ・委員からの質問や意見等なく、特に問題もなさそうのため、3件ともに可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
事務局	<p>④ファーマーズの集いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月16日(木)に開催の「第19回 明日に翔け! 上伊那ファーマーズの集い」について、当日の日程と動きについて、出席各委員へ案内。
事務局	<p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金について <p>長野県農業会議発行の加入推進ニュース等の資料を示し、農業者年金の給</p>

	<p>付額や加入推進の取り組み状況などについて説明。 各委員へ加入推進協力・情報提供を併せて依頼。</p>
農政係	<p>・経営所得安定対策と米政策について、農政係（担当 山口）より、資料を示し、内容について説明。</p> <p>水田活用直接支払交付金、また畑地化促進事業については、現状まだ不確定な部分が多くあります。今後、国等からの新たな情報が入り次第、また再生協議会の方針が決定され次第、農業委員の皆さんへもお伝えしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。</p>
事務局長	<p>あくまでも、このような状況で国の方が言ってきているという情報提供という形でお願いしたいと思っております。踏まえなければいけないところ、情報を確認しなければいけない部分もあります。現状としては、大変失礼ではありますが、今の説明にあったような内容をお含みいただき、今後もできる限りの説明をその状況下でしていきたいと考えていますので、宜しくお願い致します。</p>
松澤良行委員	<p>今後の検討かとも思いますが、上の農地から直接下の農地へ水を落としていく土地について、水張りをするにしても畑地化のために水を止めるにしても、上の農地や下の農地の状況によって周辺農地に影響が出てしまうので、考えていただきたいです。</p>
事務局長	<p>松澤委員の仰る通り、斜面の多い長野県の土地では、上下の農地への影響を考えなければいけない部分があると思っております。対策については国の方へ確認し、検討していただくよう意見を挙げていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>・「長野県食育推進計画（第4次）」（案）に対する意見について 県ホームページから閲覧していただき、ご意見のある方は2月12日（日）までに、直接提出してください。</p>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳の配布について 郵送、回収の日程を案内。 ・意見集約の研修会、ワークショップの練習会を実施したい旨について 事務局から、農業委員会総会と同日に行うか、別の日程を組んで実施するかを提案。 <p>同日、別日、それぞれに意見が挙がり、結果、総会と同日に時間を早めて</p>

実施する方向で進めていくことで了承。

- ・ 中間管理事業への移行について

委員側から、現状で判明している範囲での情報提供希望あり。

今後は、農地法第3条による農地取得か、中間管理事業の2択となる旨を事務局から回答。

議 長

以上で議長の職を解かせていただきます。

閉会

唐澤喜廣委員

以上を持ちまして、第32回南箕輪村農業委員会総会を閉会致します。

(午後4時30分 終了)

以上、第32回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年2月28日

議長 新木繁雄

議事録署名委員 北爪秀久

議事録署名委員 後藤幸子